

岐 阜 労 働 局
令和 8 年 10 月 1 日（木）発表

担 当	労働基準部監督課	
	監督課長	中村 賢司
	監督係	張川 千加
	電話	058-245-8102

県内 200 か所の建設現場に集中監督を実施 ～ 4 割超の現場で法令違反 ～

岐阜労働局（局長：原田 浩一）は労働災害防止対策の推進を図るため、令和 8 年 7 月から 8 月までの 2 か月間にわたり、県内 7 つの労働基準監督署において建設工事現場の集中監督を実施しました。

監督指導結果のポイント

1. 監督指導を実施した 200 現場のうち 86 現場（43.0%）で労働安全衛生関係法令違反が認められました。
2. 主な違反事項及び違反率
 - （1）元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係
⇒ 60 現場【違反率 30.0%】
 - （2）建設機械作業に係る安全措置関係
⇒ 32 現場【違反率 16.0%】
 - （3）足場・作業構台に係る安全措置関係
⇒ 23 現場【違反率 11.5%】
 - （4）高所の作業床からの墜落・転落防止関係
⇒ 22 現場【違反率 11.0%】
3. 監督指導を実施した 200 現場のうち、10 現場で使用停止を命じる行政処分を行いました。

※ 監督指導結果の詳細については **別紙 1**

- 集中監督実施期間中に把握した労働災害防止にかかる建設現場の自主的な取組事例について⇒ **別紙 2**

1. 建設工事現場一斉監督指導の概要

監督指導を実施した 200 現場のうち、86 現場（43.0%）で違反が認められました。

	土木工事	建築工事	解体工事	その他	合計
指導現場数	68	109	19	4	200
法令違反現場数	23	52	10	1	86
違反率	33.8%	47.7%	52.6%	25.0%	43.0%

2. 項目別違反現場数及び違反率

上記 1 の違反を項目別にみると、元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係の違反が最も多く、60 現場で認められました。次いで、建設機械作業に係る安全措置関係の違反が 32 現場、足場・作業構台に係る安全措置関係の違反が 23 現場で認められました。

違反事項	違反現場数 (全体 196 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、 下請事業者に対する指導関係 (元請が下請に対して行うべき法令 違反防止に係る指導を怠っていたもの)	60 現場 (30.0%)	・ 下請事業者に対する法令遵守のための指導 の未実施（安衛法第 29 条）
【車両系建設機械】 建設機械作業に係る安全措置関係	32 現場 (16.0%)	・ 作業計画の未作成（安衛則第 155 条） ・ 労働者との接触防止措置が未実施（安衛則 第 158 条） ・ 運転席を離れる場合の措置を講ずることな く離席（安衛則第 160 条）
【足場・作業構台】 足場・作業構台に係る安全措置関係	23 現場 (11.5%)	・ 足場の手すりの未設置（安衛則第 563 条、安衛則第 655 条） ・ 足場の最大積載荷重の未掲示（安衛則第 562 条）
【墜落・転落防止】 高所の作業床からの墜落・転落防止 関係	22 現場 (11.0%)	・ 高所の作業床の端、開口部の手すり、覆い 等の未設置（安衛則第 519 条、第 653 条）

3. 使用停止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた 10 現場（5.0%）において、労働災害を未然に防止する観点から立入禁止、作業停止等を命令する行政処分を行いました。

使用停止命令具体例	命令の内容
工場増築工事現場	高さ 2 m以上の作業床の端部に、手すりが設けられていなかったため、立入禁止措置及び変更措置命令

4. 過去の違反率の推移

過去の監督指導結果では、令和 5 年は違反率が 60%を超えていましたが、年々減少傾向となっています。

現場・事項		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
土木工事	指導現場数	59	52	67	68
	法令違反現場数	36	16	22	23
	違反率	61.00%	30.80%	32.80%	33.80%
建築工事	指導現場数	93	90	103	109
	法令違反現場数	57	55	56	52
	違反率	61.30%	61.10%	54.40%	47.70%
解体工事	指導現場数	22	18	20	19
	法令違反現場数	14	13	13	10
	違反率	63.60%	72.20%	65.00%	52.60%
その他	指導現場数	3	9	6	4
	法令違反現場数	2	5	5	1
	違反率	66.70%	55.60%	83.30%	25.00%
合計	指導現場数	177	169	196	200
	法令違反現場数	109	89	96	86
	違反率	61.60%	52.70%	49.00%	43.00%

5. 今後の方針

令和 8 年 8 月末時点の建設業の休業 4 日以上之死傷者数は 118 人で、前年同期と比較すると 9 人減（-7.1%）となっています。死亡者数は 1 人と前年同期と比較して 1 人の減少となっています。

岐阜労働局では今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、引き続き元請事業者に対してリスクアセスメントの導入や墜落防止対策等について積極的な指導を働きかけるとともに、県内 7 つの労働基準監督署において建設工事現場に対する監督指導を実施し、重大・悪質な法違反に対して司法処分を含め厳正に対処していきます。

建設現場における 災害防止のための自主的な取組事例

集中監督実施期間中に把握した、労働災害防止に向けた建設現場の自主的な取組を紹介します。

<事例 1：広場整備工事現場>

■ 熱中症対策

サマータイムを導入。作業時間を早朝から午後 3 時までにするすることで、気温が高い時間帯での作業時間を短縮するようにしていた。

<事例 2：道路建設工事現場>

■ 非常時の安全対策

現場内に「走る救急箱」の名称の軽ワゴン車を配置。救急箱や AED、担架等のほか、蜂やクマ対策用の道具を車内に常備して、多様な非常事態に備えていた。

<事例 3：店舗新築工事現場>

■ 資材搬入業時の墜落防止対策

現場内に、トラックの荷台に親綱を設置する支柱を常備し、関係業者へ使用方法を周知し、資材搬入時に墜落制止用器具の着用を促すことで、荷台からの墜落防止対策を講じていた。



使用イメージの事例